



「新しい公共」に係る文部科学省の施策について

●
新しい公共に係る各府省の施策のヒアリング
平成22年9月8日(水)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



「新しい公共」円卓会議提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る文部科学省の取組状況

| 提案 | 政府の対応 | 概算要求、税制改正要望その他の対応状況 | 概算要求額 | 担当府省 |
|---|---|---|-------|---|
| 1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備 | | | | |
| <p>【取組のポイント】</p> <p>下記の要望について税制改正要望が実施されており、今後、具体的な制度設計について、政府税制調査会等において議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定NPO法人、公益財団・社団、学校法人、社会福祉法人等について、現行の地方税10%分とあわせて寄附金の50%について税額控除を導入 ・ 認定NPO法人への「仮認定」の導入、パブリック・サポート・テスト基準の見直し、みなし寄付割合の引き上げ等を通じて、より寄付を集めやすく ・ 寄付対象範囲の拡大や、個人住民税の寄付金控除の適用下限額の引き下げ（5,000円⇒2,000円）等により、草の根寄付を促進 | | | | |
| (1) 寄附税制などの制度整備 | | | | |
| 寄附税制の見直し | 総理からの「税額控除の割合は寄附金の50%（所得税額の25%を上限）とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除を導入する。平成23年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成23年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。 | <p><税制></p> <p>国税について40%（地方税10%と合わせて50%）の寄附金税額控除を導入（所得税額の25%を上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定NPO法人、公益社団・財団法人（内閣府） ・ 学校法人、（独）国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金による助成事業（文部科学省） ・ 芸術文化振興基金が助成する文化芸術団体の事業（文部科学省） ・ 社会福祉法人、日本赤十字社、日本赤十字社及び共同募金が行う募金事業（厚生労働省） ・ 都市再生特別措置法に基づき指定を受けた都市再生整備推進法人（国土交通省） | - | <p>内閣府大臣官房市民活動促進課、外務省、環境省（NPO法人関係）</p> <p>内閣府大臣官房公益法行政担当室（社団法人、財団法人関係）</p> <p>文部科学省高等教育局私学部私学行政課、学生・留學生課（学校法人関係、社団法人、財団法人関係）</p> <p>厚生労働省社会・援護局（社会福祉法人等関係）</p> <p>国土交通省都市・地方整備局まちづくり推進課（都市再生整備推進法人関係）</p> |
| 税額控除の導入 | <p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <p>草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする（所得税額の一定割合までを限度）。</p> <p>「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。</p> | | | |
| 信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討（信託及び公益信託） | 信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。 | | | |

| 提案 | 政府の対応 | 概算要求、税制改正要望その他の対応状況 | 概算要求額 | 担当府省 |
|--|--|--|------------------|----------------|
| 2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援 | | | | |
| <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集した寄付による事業助成、つなぎ融資や債務保証の支援などNPO等の自立的活動に対する側面支援により、NPO等への少額金融を拡充 ・ 日本政策金融公庫を通じた融資、企業とソーシャルビジネスのマッチング、地域SB/CB推進協議会との協働等を通じてソーシャルビジネスを支援 ・ 「新しい公共」の担い手に対するファンドの設立・運営に対して税財政上の支援を行うことにより、「地域の志ある投資」を促進 ・ 農村部を中心とした自発的な地域づくり活動を支援、広域中間支援組織を育成 ・ 地域における文化・芸術活動の核となる文化芸術拠点の充実、NPO等が保有する文化施設への税制優遇などについて、概算要求・税制改正要望等が実施されているところ | | | | |
| 地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援 | 平成22年度から、ソーシャルキャピタルの形成につながる文化に対する投資を充実するとともに、「文化力」(文化芸術の創造性や魅力)を活用した都市戦略を支援する。 | <予算> 【文化芸術創造都市の推進】 「文化芸術創造都市」の推進のため、国内ネットワークの強化やモデル事業を実施 | 49百万円 (継続) | 文化庁長官官房政策課 |
| | 劇場・音楽堂等の地域の核となる文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域住民がそれらを楽しむことができるよう、平成22年度からその充実を図る。 | <予算> 【優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業】 地域の中核となる劇場・音楽堂が地域住民や芸術関係者とともに取り組む舞台芸術の創造発信活動等への支援を実施し、鑑賞機会の充実を図る | 2,605百万円 (継続) | 文化庁芸術文化課 |
| NPOや非営利団体等の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免や容積率の緩和の検討 | NPOや非営利団体の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免について、その必要性を含め、税制調査会において検討する。 | <税制> 公益社団・財団法人・認定NPO法人が設置する文化施設について、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を1/2に減免 | — | 文化庁芸術文化課、伝統文化課 |

| 提案 | 政府の対応 | 概算要求、税制改正要望その他の対応状況 | 概算要求額 | 担当府省 |
|---|---|---|---------------------|-----------------------------|
| 3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実 | | | | |
| <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的支援策をパッケージとして学生等に提示、かつ、学内外の実践の場への参加を奨励を通じて新しい公共の担い手を育成 ・ 地域住民の参画による教育支援活動の促進や学校安全体制の整備など、連携・協働の促進 ・ 公民館、図書館などの社会教育施設やスポーツクラブなどが核となって地域の課題解決を行うための機能を強化 ・ 環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD）活動の促進のためのNPO、NGOなどとの連携・協働 ・ 地域における先導的な取組の支援を通じてソーシャル・イントラプレナー等を育成・支援 <p>などについて、概算要求、税制改正要望等が実施されているところ</p> | | | | |
| 社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成 | <p>企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。</p> | <p><予算> 【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業】 地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の教育支援活動を支援</p> | 9,813百万円の内数（新規） | 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 |
| | | <p>【学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム】 各段階で個別に実施してきた経済的支援策をパッケージとして学生等に提示、かつ、学内外の実践の場への参加を奨励し、新しい公共の担い手を育成</p> | 133,129百万円（新規）<要望枠> | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| | <p>地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。</p> | <p><予算> 【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業】 地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の教育支援活動を支援</p> | 9,813百万円の内数（新規） | 文部科学省生涯学習政策局社会教育課・男女共同参画学習課 |
| | | <p>【「新しい公共」型学校創造事業（未来を拓く学び・学校創造戦略）】 学校と地域の新しい共助体制の在り方を検討し、「新しい公共」型学校（地域コミュニティ学校）のモデルの構築等を目指す。</p> | 200百万円（新規）<要望枠> | 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 |
| | | <p>【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】 スクールガード・リーダーの巡回指導、学校安全ボランティアの養成のほか、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を実施</p> | 9,813百万円の内数（継続） | 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 |
| | | <p>【スクールヘルスリーダー派遣事業】 経験の浅い養護教諭の1人配置校に退職養護教諭を派遣し、多様化する現代的な健康課題に対する指導助言を行うなどの取組を支援</p> | 39百万円（新規） | 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 |
| | | <p>【子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業】 各診療科の専門医等を学校に派遣し、専門家による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒等の健康相談等を実施</p> | 56百万円（継続） | 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 |
| | <p><予算> 【学校運営支援等の推進事業】 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の制度運用についての調査研究、協議会の開催等により、制度の一層の普及・啓発を図る</p> | 227百万円の内数（継続） | 文部科学省初等中等教育局参事官付 | |

| 提案 | 政府の対応 | 概算要求、規制改正要望その他の対応状況 | 概算要求額 | 担当府省 |
|----|---|--|---------------------------|-----------------------------|
| | | <p><その他> 公立学校の耐震化については、地域の活動が安心して行えるようにする観点からも進めるほか、全国の廃校施設情報と活用ニーズのマッチングを行うため、9月より、文部科学省HPで「みんなの廃校」プロジェクトを開始。</p> | — | 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 |
| | 地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進する。 | <p><予算> 【地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業】 大学間コンソーシアムを形成し、自治体や企業等と協定に基づき連携し、地域に根ざした雇用や社会参加に結びつく教育プログラムの開発・提供を行う取組を支援</p> | 3,739百万円 (継続) | 文部科学省高等教育局大学振興課 |
| | 公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。 | <p><予算> 【社会教育による地域の教育力強化プロジェクト】 地域やNPOなどが主体となって取り組むべき重要なテーマを具体的に指定して、地域課題の解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を実施</p> <p>【スポーツコミュニティの形成促進】 地域の拠点となる総合型地域スポーツクラブへのトップアスリートの配置、学校への「小学校体育活動コーディネーター」の派遣等を実施</p> <p>【総合型地域スポーツクラブの育成推進事業】 総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進のため、各都道府県へのクラブ育成アドバイザーの配置、マネージャーの養成等を実施</p> | 91百万円 (継続) | 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 |
| | | <p><予算> 【スポーツコミュニティの形成促進】 地域の拠点となる総合型地域スポーツクラブへのトップアスリートの配置、学校への「小学校体育活動コーディネーター」の派遣等を実施</p> | 2,699百万円 (新規) <要望枠> | 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課 |
| | | <p>【総合型地域スポーツクラブの育成推進事業】 総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進のため、各都道府県へのクラブ育成アドバイザーの配置、マネージャーの養成等を実施</p> | 211百万円 (継続) | 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課 |
| | | <p><規制> 地域住民の誰もが参加できる事業については、認定NPO法人の認定要件において、「共益的な活動」として取り扱わない措置を講じる。</p> | — | 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課 |
| | | <p><その他> 「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」(平成22年8月26日)を策定。「総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備」について、概ね10年で推進</p> | — | 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課 |
| | NPO・NGO等との連携により、環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)活動を推進する。 | <p><予算> 【日本/ユネスコパートナーシップ事業】 NGO等を含めたユネスコ事業の関係機関がESDについて我が国の知見等を活かして研修セミナー、交流会等を実施</p> <p>【社会教育による地域の教育力強化プロジェクト】(再掲) 地域やNPOなどが主体となって取り組むべき重要なテーマを具体的に指定して、地域課題の解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を実施</p> | 86百万円 (継続) | 文部科学省国際統括官付 |
| | | <p>【社会教育による地域の教育力強化プロジェクト】(再掲) 地域やNPOなどが主体となって取り組むべき重要なテーマを具体的に指定して、地域課題の解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を実施</p> | 91百万円 (継続) | 文部科学省生涯学習政策局社会教育課・男女共同参画学習課 |

| 提案 | 政府の対応 | 概算要求、税制改正要望その他の対応状況 | 概算要求額 | 担当府省 |
|--|---|--|-------------------------|--|
| 5. その他の「新しい公共」の推進方策 | | | | |
| <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会イノベーションの促進に向け、モデル事業に係る経費に対する財政支援、「総合特区」に対する税財政上の支援等を実施するための要求が実施されているところ 子ども・子育て新システム、公的年金の投資のあり方については、引き続き検討の上、結論 | | | | |
| (1)「地域市場」の創成 | | | | |
| 子ども手当の一部を財源として、自治体がバウチャーを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する。 | 子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的なシステムの構築を検討している子ども・子育て新システム検討会議等において、現金給付と現物給付の組合せ等を含め、市町村の裁量で一体的に提供する仕組みなど具体的な制度設計を運用上の問題点も含めて検討する。なお、23年度以降の子ども手当については、政府全体で議論し、予算編成過程で結論を得る。 | <p><税制></p> 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望 | — | 内閣府政策統括官(共生社会担当)付参事官 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 |
| | | <p><その他></p> 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)を取りまとめ、平成23年通常国会に法案を提出し、平成25年度からの施行を目指す | — | 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 |
| 6. 企業の公共性について | | | | |
| <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の公共性や社会性に目を向けた経営を支援するため、中間支援機関の育成やネットワークの立ち上げ、マニュアルの作成等によるノウハウの提供等を実施予定 | | | | |
| 企業の公共性や社会性に目を向けた経営を支援する環境の整備 | 企業が、「次世代育成支援」を社会的責任(CSR)の主要な柱のひとつとして位置付け、売上高の一部を還元した寄附や学校教育支援等の次世代育成支援活動を促進するよう、そのための支援策や社会的評価を高めるための施策等を推進する。 | <p><その他></p> 現在、実態把握のためのヒアリング等を実施中。今後、「次世代育成支援」を、「社会貢献活動」から、「CSR(企業の社会的責任)」の位置づけに向上させるための具体的な施策を検討予定 | — | 文部科学省生涯学習政策局政策課 |
| 7. 今後の取組 | | | | |
| (参考)「新成長戦略」(工程表を含む。)に明記されたもの等、上記以外で「新しい公共」に関連する施策 | | | | |
| | 【熟議に基づく教育政策形成】 中央教育審議会等における専門家による検討に合わせて、車の両輪として、現場対話とWebサイトをハイブリッド展開し、当事者による「熟議(熟慮と討議)」に基づいた意見を踏まえた教育政策形成を推進する。 | | 20,180千円(新規) | 文部科学省生涯学習政策局政策課 |
| (参考)「元気な日本復活特別枠」への要望一覧 | | | | |
| | | | (合計:1757.3億円) | |
| | 【学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム】 各段階で個別に実施してきた経済的支援策をパッケージとして学生等に提示、かつ、学内外の実践の場への参加を奨励し、新しい公共の担い手を育成 | | 133,129百万円(新規) <要望枠> | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| | 【「新しい公共」型学校創造事業(未来を拓く学び・学校創造戦略)】 学校と地域の共助体制の在り方を検討し、「新しい公共」型学校(地域コミュニティ学校)のモデルの構築等を目指す。 | | 200百万円(新規) | 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 |
| | 【スポーツコミュニティの形成促進】 地域の拠点となる総合型地域スポーツクラブへのトップアスリートの配置、学校への「小学校体育活動コーディネーター」の派遣等を実施 | | 2,099百万円(新規) | 文部科学省スポーツ・青少年局長生涯スポーツ課 |

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(新規)

23年度要求額 9,813百万円の内数 (前年度予算額 13,093百万円の内数)

【補助率】

| | |
|------|-----|
| 国 | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村 | 1/3 |

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

都道府県・市町村の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせて実施が可能

〈都道府県〉 推進委員会の設置

- 域内の他事業との連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動支援員等の研修の実施

〈市町村〉 運営委員会の設置

- コーディネーターの配置
- 活動内容、運営方法の検討
- 支援活動の実施

研修
の
実
施

コーディネーター

・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

教育活動支援員
学習アドバイザー

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援を行う

安全管理員

・これまでの経験や知識を活かし、子どもの安全の見守りや遊びや交流活動等を行う

参画・協力・支援

地域住民等

実施箇所 11,000箇所

【学校の支援活動

～学校支援地域本部～

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備 など



【放課後等の支援活動

～放課後子ども教室～

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など



「放課後子ども教室」については「放課後児童クラブ」と「放課後子どもプラン」として引き続き連携して実施

【家庭の支援活動

～家庭教育支援～

- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供
- ・親子参加行事支援 など



活
動
の
実
施

地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図る

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(担当局：生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ・青少年局)

(前年度予算額 13,093 百万円)
23年度要求額 9,813 百万円

事業の内容

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにたくむためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

このため、地域の実情に応じ自治体を選択し自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組みを支援し、社会全体の教育力の向上を図る。
【補助事業：補助率1/3】

学校・家庭・地域の連携による 教育支援活動促進事業（新規）

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」の教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

【箇所数】 11,000箇所

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

警察官OBなど防犯の専門家をスクールガード・リーダーとして配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガード（学校安全ボランティア）との連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する。

【箇所数】 スクールガード・リーダーの配置
4,500人（小学校5校に1人）等

スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」や児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

【箇所数】 スクールカウンセラーの配置
小学校10,000校→12,000校、中学校9,902校 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

【箇所数】 106箇所 1,096人

スクールヘルスリーダー派遣事業

経験の浅い養護教諭の1人配置校や未配置校に退職養護教諭を派遣し、児童生徒の多様化する現代的な健康課題に対する指導助言を行うなどの取組を支援する。

【箇所数】 2,400校

帰国・外国人児童生徒受入促進事業

初期指導教室（プレクラス）の実施、外国語が使える支援員の配置、就学促進員の活用等による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援する。

【箇所数】 35地域

豊かな体験活動推進事業

児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。

【箇所数】 212校

専門的な職業系人材の育成推進事業

社会や地域のニーズに応じた人材育成など、先導的な取組を行う専門高校や、拠点的専門高校を中核として地域のネットワーク化を図り、近隣の小・中学校や高校等のキャリア教育・職業教育を推進する取組を支援する。

【箇所数】 6校、18地域

「新しい公共」型学校創造事業

平成23年度要望額 200百万円（新規）

～「新しい公共」がつくる「新たな学校」と「元気なコミュニティづくり」

「新しい公共」型学校創造事業は、「地域住民の学校運営への参画の促進」、「地域力を活かした学校支援」、「学校力を活かした地域づくり」の観点から活動を行い、学校と地域の共助体制によるコミュニティ・ソリューションの核となる「地域コミュニティ学校」のモデルを構築するとともに、「新しい公共」型学校として共通に求められる要素を明らかにすることを目指す。

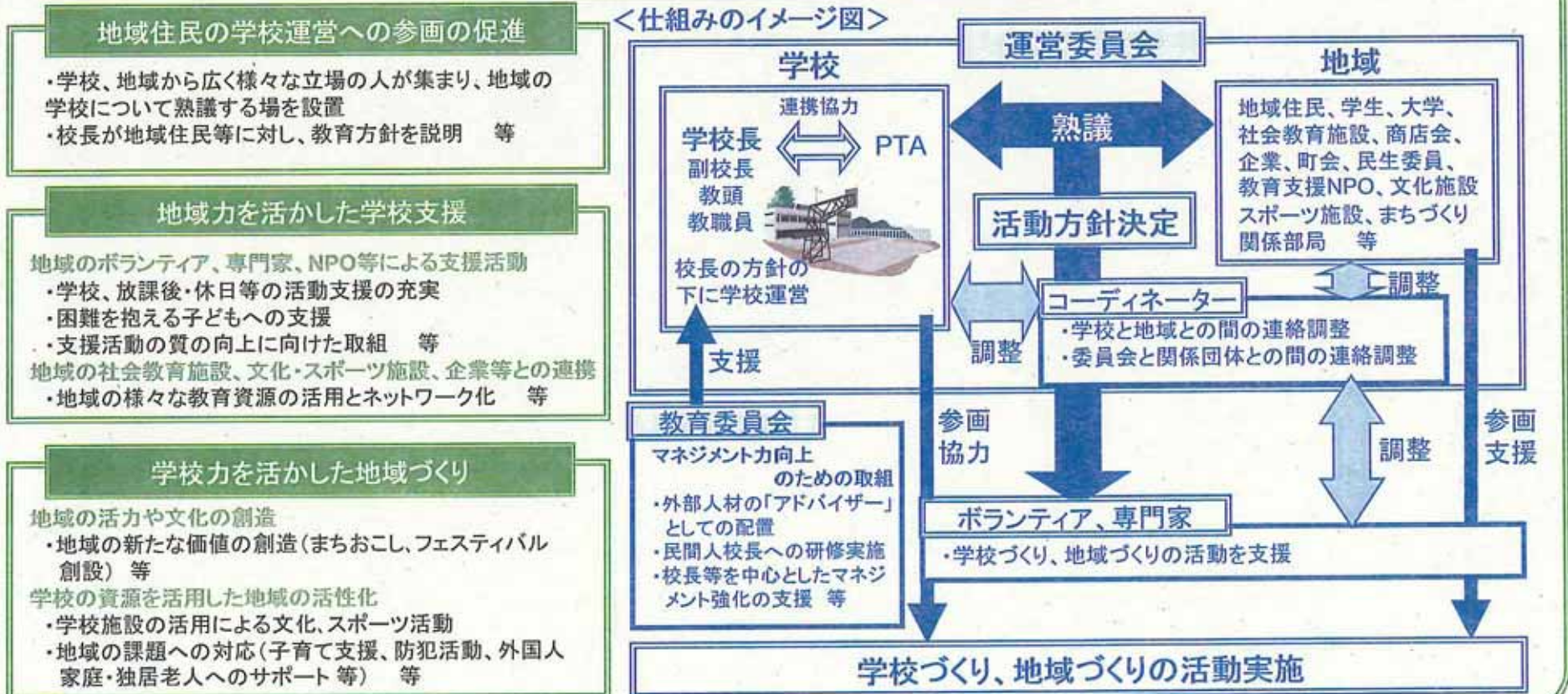
具体的には、教育委員会が地域を指定し、運営委員会を設置し、地域住民も学校に参画する仕組みをつくとともに、校区内の学校長と連携を図りながら、地域の参画による子どもの活動支援と、学校資源を活用した地域住民の学習活動とその成果の活用を推進し、将来的な組織のNPO法人化や基金創設の可能性なども含めて、学校と地域の共助体制の在り方について検討を行う。

あわせて、地域と学校が一体となった学校運営を推進するため、事業を実施する学校に対し、外部人材を活用したマネジメント力の向上のための取組等を支援する。（16箇所）

学校をコミュニティ・ソリューションの核として、学校と地域を活性化する地域コミュニティ学校を構築

地域コミュニティ学校

<仕組みのイメージ図>



学校運営支援等の推進事業

平成23年度概算要求額227,484千円(300,498千円)

学校運営支援等の推進

保護者・地域住民と学校の信頼関係を深めるとともに、教員が子どもと向き合う時間が確保できるよう学校運営の充実・改善の取組を一層推進するほか、高等学校教育改革の検証などによる初等中等教育改革の推進により、学校教育環境の改善と教育の質の向上を図るため、次の事項について実践研究等を行う。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会 制度)の推進への取組

- ・設置校数拡大のための取組の推進
- ・コミュニティ・スクール推進協議会等の開催

学校評価に関する情報提供の充実・改善等に向けた取組

- ・評価者研修会の開催
- ・学校関係者評価等の充実・改善のための調査研究の取組 等

学校運営に資する取組の推進(教員の勤務負担軽減等)

- ・学校運営に資する取組に関する実践研究の取組 等

初等中等教育改革の推進

- ・高等学校教育改革の検証と今後の改善に係る調査研究の取組 等

- 保護者・地域住民と学校の信頼関係の深化、教員が教育に集中できる環境づくり
- 全ての人にとって適切かつ最善な教育が保障されるよう学校教育環境を整備し教育格差を是正

学校の教育環境の改善
教育の質の向上

社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

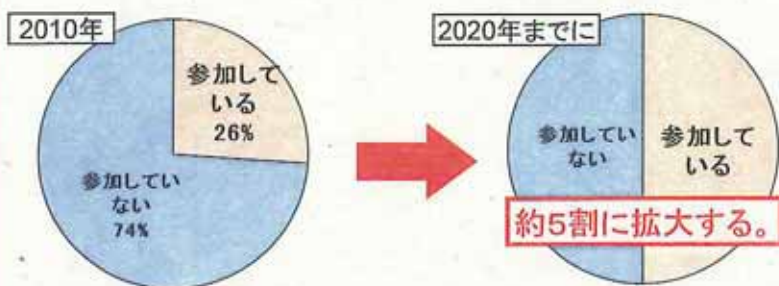
(前年度予算額 119百万円)
23年度要求額 91百万円

官だけではなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財、サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

官が独占していた領域を「公」に開き、ともに支え合う仕組みを構築することを通じ、「新しい公共」への国民参加割合を26%（「平成21年度国民生活選好度調査」による）から約5割に拡大する。

【新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）】

現在、あなたはボランティアやNPO活動、市民活動に参加していますか。
（内閣府「平成21年度国民生活選好度調査」より）



成長戦略実行計画（工程表）より

現 状

- ◇55.6%が「地域の教育力が以前に比べて低下している」と回答（地域の教育力に関する実態調査）
- ◇地方自治体の社会教育関係の経費支出は毎年、前年比5%（教育費全体では年1～2%）の減少傾向（地方教育費調査）、社会教育主事数は約10年間で半減、など脆弱化する地方の社会教育体制では新たな課題解決の活動に取り組むことは困難。
- 国として、地域課題解決に役立つ、「新しい社会教育施設像」の提示や「効果的な仕組みづくり」等の実証が必要
- ◇全国の図書館のうち、「何らかの障害者サービスを実施」しているのは39%（日本図書館協会調べ）
- ◇生涯学習を盛んにしていくため、国や都道府県は「施設サービスの充実（38.5%）」、「情報一元化提供など入手容易化（26.6%）」、「地域人材（コーディネーター）の育成（26.0%）」を行うことが必要と回答（生涯学習に関する世論調査）
- ◇他機関と連携事業を行う公民館は少なく、57.9%が今後は連携した事業の充実が必要と回答（全国公民館連合調べ）
- 社会教育施設における、あらゆる人に対するサービスの充実や、効果的ネットワーク化の推進、情報提供機能や相談体制の整備などにより、積極的に地域課題解決に関わることが必要

事業の概要



1. 地域の社会教育振興に関する相談・支援体制の整備

各地域で活躍する社会教育分野の実践活動者等を、社会教育アドバイザーとして委嘱し、情報収集・提供や振興方策の相談等を行うとともに、収集した情報を様々な機会を通して全国に発信する。

2. 社会教育による地域協働の仕組みづくり実証的共同研究

社会教育アドバイザーが参画し、様々な機関等が連携して、住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」のための調査研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。

社会教育による地域協働の仕組みづくりのための共同研究テーマを国が指定 ※5テーマ×3地域で実施

- ①環境保護 ②人権擁護 ③高齢者支援 ④効果的ネットワーク化の推進 ⑤地域支援人材の育成

成果：○地域課題解決に役立つ「新しい社会教育施設像」を提示
○地域課題解決の「効果的な仕組みづくり」を実証

「新しい公共」の実現に寄与

学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム

平成23年度要望額
1,331億円

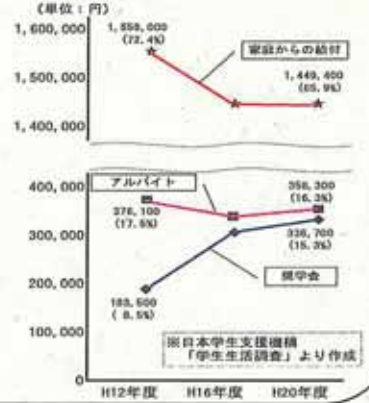
【目標1】

学習者の視点に立った学校段階に応じたきめ細かな支援の実現

【現状】

我が国の教育支出の私費負担割合、特に家計負担割合は、教育支出の中で大きな割合を占める。

学生生活費における家庭からの給付は減少、アルバイトや奨学金の受給は増。



【目標2】

新しい公共の担い手としての大学生等の育成

【現状】

十分な学業を修めた若手による支え合う公共の場
↓
経験の不足

【施策マップ】

高校生への支援

- 給付型奨学金事業の創設 [122億円(新規)]
- ★低所得世帯(年収350万円未満)の生徒への支援 約50万人
- ★特定扶養控除見直しに伴って負担増となる生徒への支援 約16万人
- <都道府県への交付事業>

大学・大学院生への支援

- 無利子奨学金事業の拡大 (3.7万人増) [897億円(194億円増)]
- ★一定限度の受給資格を有し、学ぶ意欲のある全学生等への貸与(学部2.3万人、大学院0.3万人の増)
- ★平均的な学生が受給できるよう資格要件見直し(成績上位1/3から2/5(40%)への5ヶ年計画1年目)
- 授業料減免の充実 [312億円(76億円増)]
- ★国立大学：今後3年間で過去最大水準への枠拡大(免除率6.3%から過去最大水準の12.5%(S57~61年度と同率)へ)
- ★私立大学：今後3年間で対象学生数を倍増(対象学生数を3.3万人から6.4万人へ)
- 優秀学生等への支援
- ★大学院生の業績優秀者返還免除制度の拡大(対象者を3割(9,000人規模)から4割(12,000人規模)へ)

- 学内ワークステイを通じた学生支援
- ★学生が支えるキャンパスライフ

- ボランティア活動や研究成果のアウトリーチ活動等の奨励
- ★大学生等の学外ボランティア活動等奨励

○民間資金の活用：民間奨学金団体への税制法上の優遇措置 [税額控除の創設]

生き生きとした『元気な国、日本』

従来の個別の経済支援を、「学業」から「新しい公共」へのパッケージの施策に。

これにより、学生ひとりひとりが長期的ライフプランの設計が可能に

国際人権A規約
(後期中等教育及び高等教育の漸進的無償化条項)
留保撤回

地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業

3,739百万円(4,800百万円)
(うち新規分1,100百万円)

背景・課題

学修目的に合ったプログラムが少なく、社会人など多様な年齢層の大学への受入は低水準

大学での学修と職業との両立、大学教育を受ける時間や費用の確保の困難

就職率の低下や雇用への不安
地域経済の地盤沈下等の中で、若年層の都市部への流出

大学が多様な年齢の者が学ぶ場となり、その成果が職業社会や地域社会で活かせる社会を目指し、大学と産業界、地域社会が一体となって教育を提供する取組を推進

● 地域活性化を担う人材を養成するなど、大学間コンソーシアムを形成した取組が進みつつある。

事業概要

国公立大学の枠を超え、それぞれの優れた知的資源を活かした大学等間のコンソーシアムを形成し、地域の自治体や産業界、NPO、専門学校等と協定等に基づき緊密に連携し、地域の様々な資源を活用しながら、社会人をはじめとする多様な学生を対象に、「キャリア段位(日本版NVQ)」の検討状況等も踏まえつつ、履修証明制度の活用をはじめ、地域に根ざした雇用や社会的自立に結びつく教育プログラムを開発・提供する取組を支援する。

《例》

地域の活性化を担う人材養成(新しい公共、地域産業の振興、国際交流・観光への対応など)
新たな職業社会のニーズに対応した専門的な人材養成(「食」に関する専門家、クリエイター、高度外国語能力人材など)
医療・教育等の職業資格を有する者の復職支援

※《履修証明制度とは》

学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまり(130時間)ある学修プログラムを開発し、その修了者に対して法に定める履修証明書(Certificate)を交付するもの

タイプ①(広域連携型)

50百万円×10大学程度

1または複数の都道府県横断の連携取組を支援

タイプ②(地域密着型)

30百万円×20大学程度

複数市町村での連携した取組を支援

※選定数の考え方:2020年までに全国において連携拠点が設置されることを目指す。

※1件当たり5年間の支援を行う。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(学校・家庭・地域の連携協力推進事業(補助事業)において実施)

前年度予算額
23年度要求額

13,092,527千円の内数
9,812,739千円の内数

- ・通学路で子どもたちが巻き込まれる事件・事故
- ・学校への不審者の侵入

子どもたちが安心して教育を受けられる環境の整備が必要

スクールガード・リーダーの配置

防犯の専門家や警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校やスクールガード(学校安全ボランティア)に対する警備のポイント等の指導と評価等を全国の小学校において実施。

【委嘱するスクールガード・リーダー数】
4,500人(小学校5校に1人配置)

スクールガード・リーダー育成講習会の開催

スクールガード・リーダーとしての資質を備えた人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員OB等を対象に育成講習会を開催。

スクールガード 養成講習会の開催

通学路等で子どもたちを見守るスクールガード(学校安全ボランティア)を養成するために、最新の安全に関する情報などを学ぶことができる養成講習会を全国で開催。



各地域の子どもの見守り活動の支援 [全国4,500地域で実施]

各地域の通学路や学校で実施されている子どもの見守り活動などの防犯活動に対する支援の実施。

【活動例】

- ・スクールガードによる通学路における防犯パトロールの実施
- ・地域の大人と児童の両者が参加した防犯訓練等の実施
- ・ボランティア等と連携した通学安全マップの作成
- ・教育委員会、警察、消防署等の関係機関や地域の関係団体(おやじの会、ガソリンスタンド等の民間企業等)との連携による活動の実施。
- ・防犯ブザーの児童等への貸与
- ・子どもの安全に関し、ITを活用し、関係者間で情報を効果的に共有できるような取組の実施 など

学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備し、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制を整備

スクールヘルスリーダー派遣事業

前年度予算額13,721,256千円の内数
23年度要求額 9,812,739千円の内数

現 状

- 子どもの保健室利用者数が増大
- 心身の健康問題の多様化により特別な配慮・医療機関等との連携を必要とする子どもの増加などから、養護教諭の一人配置校では、きめ細かな対応が困難
- 養護教諭未配置校の存在

中央教育審議会答申・学校保健安全法の施行

- 養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割
- 学校における連携・心身の健康問題の多様化に伴い地域の関係機関等との連携を図るコーディネーターの役割を担う必要性
- 経験豊かな退職養護教諭の知見を活用した、現職養護教諭の育成及び支援体制の充実
- 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実

教育振興基本計画

「様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、学校、保護者、地域の保健部局や医療機関等の連携による健康教育の推進を図るとともに、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校保健に関する計画の策定、小学校から高等学校までの養護教諭未配置校等へのスクールヘルスリーダーの週1回程度派遣を目指す。」

退職養護教諭の活用

都道府県レベル連絡協議会の開催

- ・指導内容の共通理解
- ・収集した現状・課題の検討

スクールヘルスリーダー（退職養護教諭）の派遣

【内容】退職養護教諭を

- ・経験の浅い養護教諭の1人配置校
 - ・養護教諭の未配置校へ派遣
- (指導例)メンタルヘルスなど多様化した健康課題、保健室登校など個別の対応が求められる子どもへの対応方法や保健室経営などに関する助言、校内研修会の講師 等



子どもたちが抱える現代的健康課題の対応の充実

学校内で安全を見守る支援的スタッフに関する調査研究

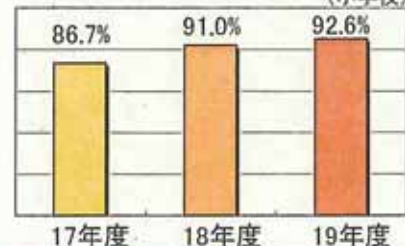
23年度要求額 38,714千円

背景と課題

各地域において、スクールガード・リーダーの配置や、学校安全ボランティア（スクールガード）等を効果的に活用する仕組みを整備し、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の取組が行われている。

こうした中、新しい公共による学校安全の取組を更に進展させるため、学校において専ら学校安全対策に従事する支援的スタッフなどの施策展開も視野に入れ、これまでの取組の先進事例の調査や活動内容の分析等を行う。

地域のボランティアによる巡回状況
(小学校)



学校安全ボランティアによる見守り活動の様子



調査研究のイメージ

活動内容の分析

- 「防犯」以外の活用事例
- ・防災指導
- ・生活安全のための点検 等

先進事例の調査

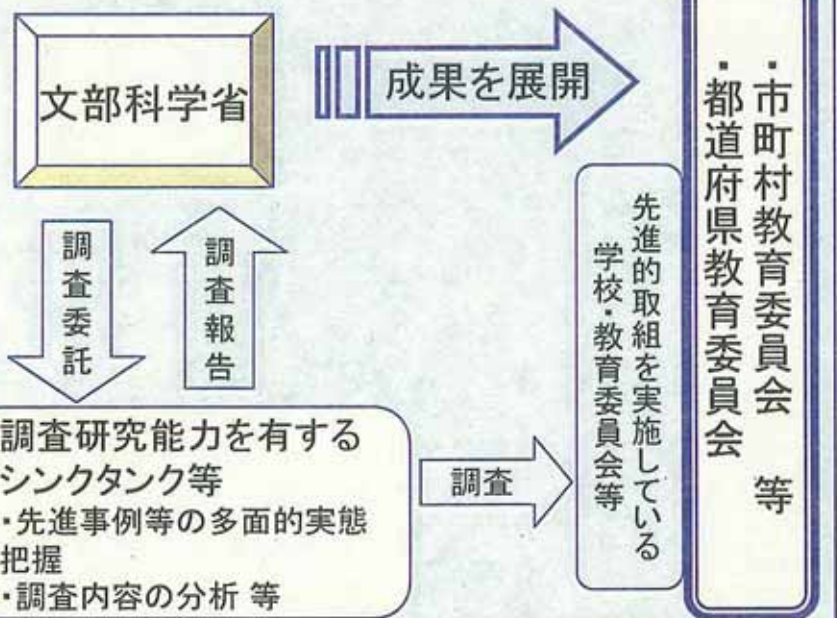
- 専ら学校安全対策に従事する者についての実践事例研究

事業効果の分析

- ・防犯効果の検証
- ・学校教育への影響
- ・共通する課題等の分析 等

新しい公共をベースとした学校安全施策の効果を横断的に分析

調査研究の流れ



期待される成果

- 専ら学校安全対策に従事する者に関する施策展開
- 調査研究の過程を通して判明した効果的事業実施のためのノウハウの普及

子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

(前年度予算額 115,077千円)
22年度予算 56,213千円

学校保健の現代的な課題に対する基本的な考え方

- ・子どもの心身の健康課題が多様化・深刻化
(メンタルヘルス、アレルギー疾患、性の問題行動、薬物乱用、スポーツ障害…)
- ・学校だけで子どもの健康課題に対応することは困難
- ・学校だけでなく、家庭、地域の関係機関などが適切に役割分担しつつ連携が必要

学校保健安全法(平成20年6月18日改正)

- 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実(第9条)
- 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実(第10条)

都道府県教育委員会

協議会の設置

- ・県内の子どもの健康課題を検証
- ・県内の実状に則した学校保健推進基本計画を策定
- ・専門医等を派遣



学校関係者、医療関係者、
保護者、その他の行政関係者

専門医等
の派遣

学校等

目的

児童生徒の健康づくりを
推進



実施内容

- ・ 児童生徒の健康課題についての教職員への指導助言
- ・ 教職員等を対象とした、心身の健康問題に関する講話や講演
- ・ 児童生徒・保護者を対象とした健康相談の実施

など

地域全体で取り組む子どもの健康を育む体制の充実

文化芸術創造都市の推進

(前年度予算額 34百万円)
23年度概算要求額 49百万円

◎文化芸術創造都市とは？

文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組

◎文化芸術創造都市が注目を集める理由

製造業の衰退など産業構造の変化による都市の空洞化や荒廃が問題となる中、行政・芸術家・市民・企業などの連携のもとに取組が進められ、欧州で成功事例が出現。

事例① ビルバオ(スペイン)

- 造船業や鉄鋼業を基幹産業としていたビルバオは1970年代以降の失業者の増大に苦悩
- 荒廃した地域に現代美術館であるグッゲンハイム美術館分館を建設等
- 5年間で、515万人の入館者。直接雇用は4100人、観光などの間接雇用は4万人増加。税収で1億1750万ユーロの経済効果。「芸術が衰退した都市を蘇らせる起爆剤になる」という欧州のモデルケースに。

事例② ウィット・デ・ウィット街(ロッテルダム、オランダ)

- ロッテルダムのウィット・デ・ウィット街はかつては麻薬と犯罪の地区
- 地域住民が芸術財団と協力して地区再生のため芸術街への転換計画
- ギャラリー、芸術センター、多様なショップやレストランが創造クラスターを形成しロッテルダムを代表するクリエイティブな場へと再生

文化庁の取組

・文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)【平成19年度～】

・国内ネットワークの構築 【平成21年度～】

(参考)「文化発信戦略に関する懇談会」報告(平成21年3月)
Ⅲ. 日本文化を世界へ発信するための国内体制の整備
文化芸術創造都市の取組の促進

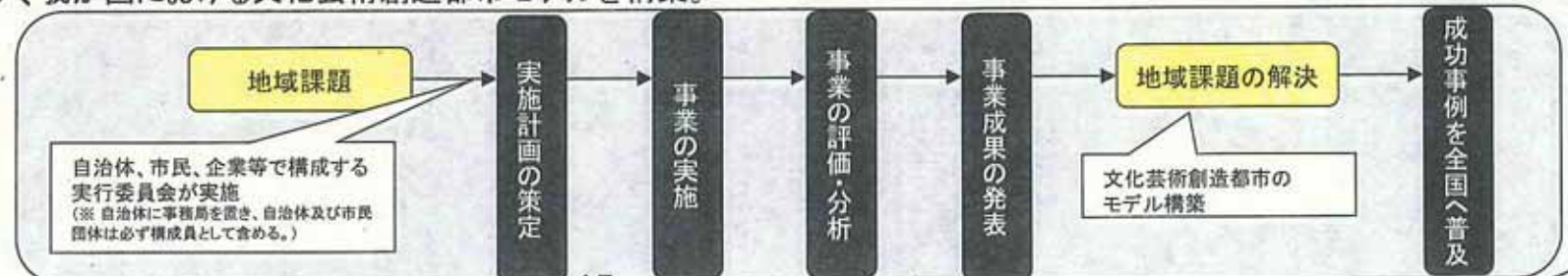
【平成22年度～】

国内ネットワークの強化(継続)

文化芸術創造都市に取り組む国内の自治体及びその関係者に対して、一括した情報収集や情報提供等を行い、国内の文化芸術創造都市ネットワークの充実を図り、各都市の取組を支援・促進

文化芸術創造都市モデル事業(継続)

文化芸術の持つ創造性を、福祉・教育・観光をはじめとする産業等へ領域横断的に活用して、自治体・市民(文化ボランティアやアートNPO等)・企業等が協働して、地域課題の解決を図ろうとする先駆的かつ多様な取組を支援。
事業の評価・分析を行い、我が国における文化芸術創造都市モデルを構築。



優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

平成23年度要求額 2,605百万円(前年度1,600百万円)

目的:トップレベルの劇場・音楽堂や地域の中核となる劇場・音楽堂からの創造発信を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。



【対象】

(1) 重点支援施設

舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップクラスの劇場・音楽堂が芸術関係者とともに行う舞台芸術の創造発信活動(14施設)

(2) 地域の中核施設

地域の舞台芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者とともに取り組む舞台芸術の創造発信活動(80施設)

(3) 共同制作公演

複数の劇場・音楽堂が複数の芸術団体(国内に限る)と共同で行う新たな創造活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等)(6公演)

(4) 劇場・音楽堂等文化施設活性化支援

文化施設が事業を行うために必要な各種情報の提供及び職員の資質向上のための研修等を文化庁において実施

【効果】

- 優れた舞台芸術の創造・発信を行える劇場・音楽堂が各地に育つ
- 地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実
- 我が国の舞台芸術の水準が向上

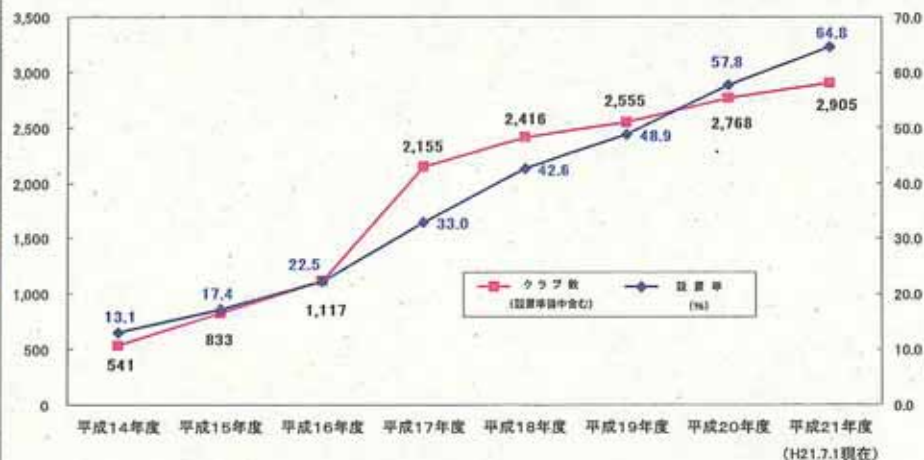


国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境が整う



「新しい公共」の担い手として総合型地域スポーツクラブが期待されています

総合型地域スポーツクラブ数の推移(H14~21)



地域住民

クラブの運営への参画 (クラブマネジャー、指導者、ボランティアスタッフなど)

地域住民の自主的・主体的な運営

「総合型」=3つの多様性
多種目・多世代・多志向

会員として活動への参加

- 自分のやりたい種目に
- 複数の種目に

- 幼児から高齢者まで
- 親子で、家族で、仲間と

- 自分が楽しめるレベルで
- 自分の目的に合わせて

会費を支払う(受益者負担)

多種目
多世代
多志向

総合型地域スポーツクラブ

—多種多様な事業の展開—

定期活動

- ・スポーツ教室、スクール
- ・サークル活動 (文化的活動含む) 等

不定期活動

- ・医師による健康相談
- ・指導者講習会
- ・スタッフ研修会 等

クラブ運営の要となる
クラブマネジャー

会員の交流拠点となる
クラブハウス

学校施設・廃校施設等を定期的・継続的な拠点として利用

連携・交流事業

- ・会員の世代間の交流を図る行事やイベント
- ・クラブ指導者の派遣による学校の授業・部活動への支援
- ・地域住民全体を対象としたイベント 等

《クラブ設立の効果》

- 元気な高齢者が増えた
- 地域住民のスポーツ参加機会が増えた
- 地域住民間の交流が活性化した
- 世代を超えた交流が生まれた 等

- ・地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」が実現
- ・運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与
- ・学校の授業・部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展に寄与

Ⅲ. 1. ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

(1) 総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備

1) トップアスリート等を活用した魅力あるスポーツサービスの提供

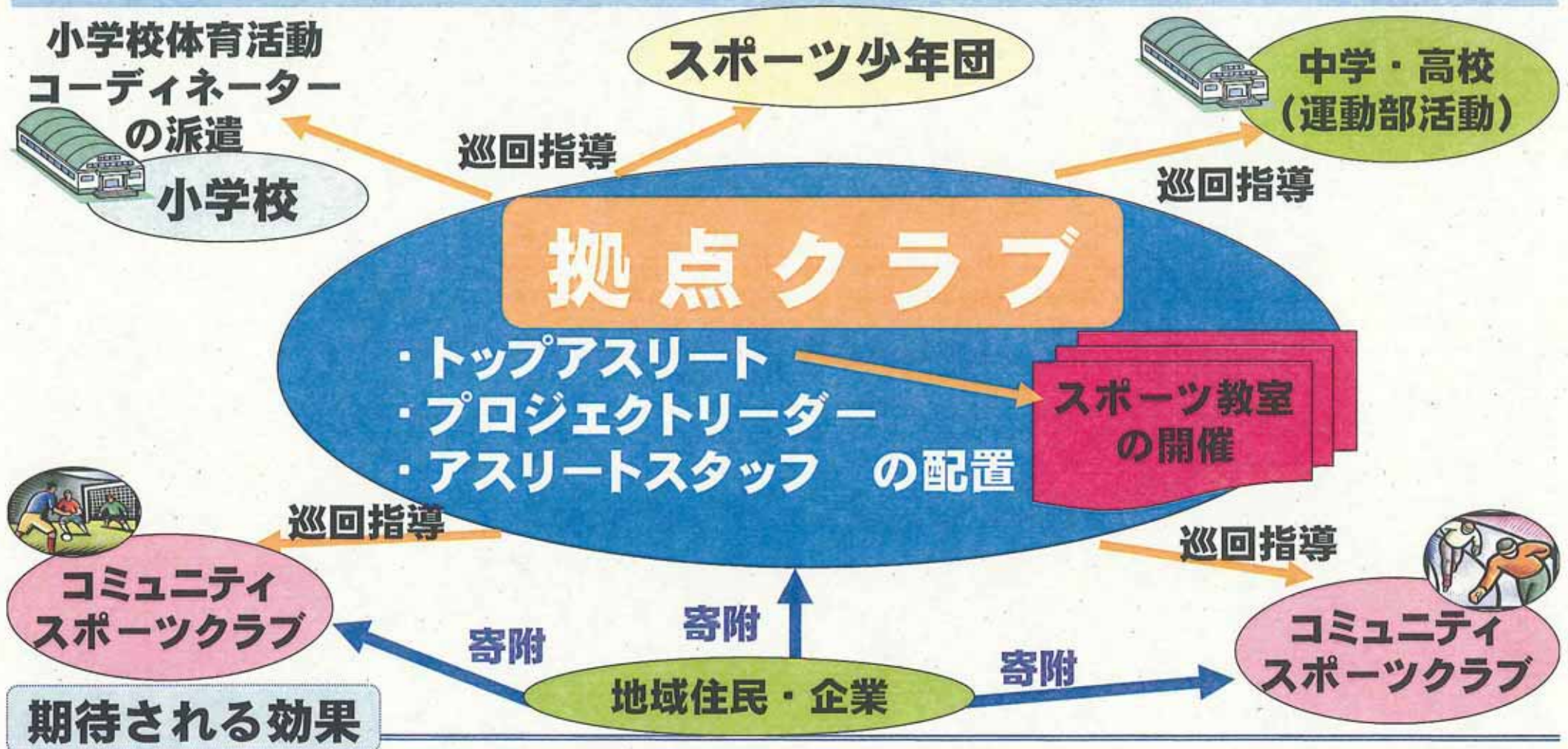
地域住民がトップアスリート等と身近に接することにより、子どもから高齢者までがスポーツに興味関心を持ち、スポーツへの参加意欲を高めるとともに、競技力の向上に資するよう、広域市町村圏(日常生活の圏域)を目安として、総合型クラブに引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置し、複数のクラブや学校の運動部活動等を対象に巡回指導を実施するための拠点化に向けた体制を整備する。

また、地域のシンボルスポーツを掲げて、トップアスリート等による地域のジュニアアスリートの育成・強化等に積極的に取り組むクラブを支援する。

2) 「新しい公共」を担うコミュニティスポーツクラブの推進

地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題(学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援など)の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域のクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの拠点(コミュニティスポーツクラブ)として充実・発展していくことを促進する。

スポーツコミュニティの形成促進 (全国300箇所)



自立的な拠点クラブを中核とする新たなスポーツコミュニティの形成

- 地域・学校でのスポーツへの参加機運の高まり
- 次の世代のスポーツ選手輩出 (「人材の好循環」)
- スポーツを通じた地域課題 (婚活・子育てなど) の解決

～未来につなごう～ 「みんなの廃校」プロジェクト

廃校施設等の有効活用にあたっての課題

- ・廃校施設等の活用方法を検討しているが、活用先が見つからない(地方公共団体)
- ・廃校施設等を活用して事業をしたいが、活用できる廃校施設等が見つからない(活用希望者)

解決策

文部科学省による廃校施設等情報と活用ニーズのマッチング

地方公共団体

廃校施設等情報

- ・竣工年
- ・面積
- ・立地条件
- ・貸与・譲渡条件
- ・連絡先 等



活用の相談・応募



マッチング

活用希望者

- ・民間企業
- ・NPO法人
- ・保育所
- ・児童福祉施設
- ・老人福祉施設 等



個別の廃校施設等の情報提供・公募

文部科学省

分散している廃校施設等の情報を集約

HPで全国の廃校施設等情報を紹介
＝活用用途募集廃校施設等一覧

全国の廃校施設等の公募情報を網羅的に紹介

○文部科学省のHPに掲載することにより、各地方公共団体の廃校施設等が、全国の活用希望者に情報提供されるため、活用の選択肢が広がり、より地域の実情に応じた活用が図れる。(地方公共団体)

○全国の廃校施設等を網羅的に確認できることにより、より条件の合う廃校施設等の利用を検討することができる。(活用希望者)

公立学校施設に係る転用手続（財産処分手続）について

原則

国庫補助を受けて整備した建物を転用する場合

⇒補助金適正化法の規定により、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要**

本来、公立学校施設整備のために交付された補助金なので、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要

原則

ただし、以下の場合、財産処分手続は不要

・国庫補助を受けずに整備した建物を転用する場合

・国庫補助を受けて整備した建物で、処分制限期間の経過している建物を転用する場合

（例：鉄筋コンクリート造の校舎＝47年）

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 ～文部科学省の取り組み～

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

（平成20年6月に取扱通知を改正）

◎…新たな取扱い、☆…取扱範囲の拡大、○…従前からの取扱い

国庫補助事業完了後**10年以上経過**し、次のいずれかに該当

☆**無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取壊し）（相手先は問わない）**

＜**報告で可**> （平成20年6月より）

- ・他の地方公共団体が使用するための無償貸与・無償譲渡
- ・社会福祉法人、学校法人、民間事業者等へ無償貸与・無償譲渡

☆**国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手先を問わず、有償貸与・有償譲渡** （平成19年3月より（平成20年6月より、廃校以外も対象））

国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当

◎**耐震補強事業、大規模改造事業（石綿及びPCB対策工事に限る）を実施した建物等の無償による財産処分** （平成20年6月より）

◎**大規模改造事業（上記以外）で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分** （平成20年6月より）

◎**市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分**

＜**報告で可**> （平成20年6月より）

○**学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与** （平成16年4月より）

日本/ユネスコパートナーシップ事業

平成23年度概算要求額:86百万円
(平成22年度予算額:120百万円)

目的

国内におけるユネスコ活動の普及促進を目的に実施。特に、我が国が提唱し、ユネスコが主導推進機関となっているESD(持続発展教育)の理解の促進と活動の充実を図る。

背景

<洞爺湖サミット>

(議長総括)

我々はまた、…持続可能な開発のための教育(ESD)といった環境問題に取り組むことの重要性を認識した。

(環境・気候変動(サミット文書))

持続可能な開発のための教育(ESD)の分野におけるユネスコ及びその他の機関への支援及び、大学を含む関連機関間の知のネットワークを通じて、ESDを促進する。

<骨太の方針2008>

低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。

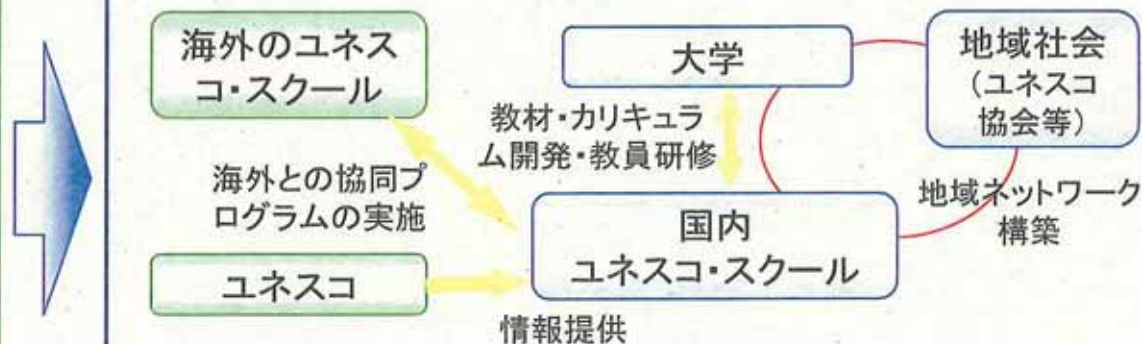
<教育振興基本計画>

特にESDを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。

対応

国内ユネスコ関係機関と協力したユネスコ活動普及事業の支援

・ESDの教育活動の推進と、ユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクールの活用・発展



・持続可能な社会のためのユネスコ科学プログラム連携推進事業
○横断的な取り組み方策を研究開発し、その成果を国内外の関係機関へ提供。

・持続可能な社会のための無形文化遺産保護推進事業
○次世代へ無形文化遺産を継承するための保護計画を策定

企業の社会的責任として、「次世代育成支援」への取り組みが、評価される社会に

企業の社会的責任(CSR)

「企業の公共性」は、
企業の社会的責任の重要な柱の
ひとつ

※「社会貢献活動」に止まらず、本業
の取り組みとして評価



● 地球環境の保護と同様に、

● **次世代育成支援**

も重要な評価軸に



◎ CSRへの取り組み状況が、社会的責任投資(SRI)として投資価値の評価につながる。

しかし！

欧(332兆円超)・米(252兆円超)に比べ、
日本ではまだ規模が小さい(0.52兆円)！



★ CSR概念の再徹底と、社会的
責任投資の活性化
⇒企業価値の増大に

・特に「次世代育成」に関して、投資の評価
軸・評価項目としての明確化



将来のための幅広い「人財」投資こそ、持続可能な社会の構築に不可欠

「熟議」に基づく教育政策形成の取組

熟議とは・・・

- ①多くの当事者(保護者、教員、地域住民等)が集まる
- ②課題について学習・熟慮し、討議をする
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まる
- ④解決策が洗練される
- ⑤個人々が納得して自分の役割を果たすようになる



文部科学省では、中央教育審議会等の専門家による検討に合わせて、当事者による「熟議」に基づいた意見を踏まえて政策形成を行っていくため、「リアル熟議」と「ネット熟議」(熟議カフェ)をハイブリッドで展開

リアル熟議(現場対話での熟議)



ネット熟議(Webサイト上の熟議)



<http://jukugi.mext.go.jp/>



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN